

各ランク別の耐震性能と判定基準

ランク	東海地震に対する耐震性能		建築物の構造	本県独自の判定基準		
		備考欄		旧基準の建築物 ($C_I=1.0$)	新基準の建築物 (用途係数(I))	
I	Ia	耐震性能が優れている建物。 軽微な被害にとどまり、地震後も建物を継続して使用できる。	災害時の拠点となりうる施設	RC S SRC CB	$I_s/E_T \geq 1.25$	I = 1.25
	Ib	耐震性能が良い建物。 倒壊する危険性はないが、ある程度の被害を受けることが想定される。		RC S SRC CB	$I_s/E_T \geq 1.0$	
II		建物の継続使用の可否は、被災建築物応急危険度判定士の判定による。	RC S SRC CB	$I_s/E_T < 1.0$ かつ $I_s \geq 0.6$	I = 1.0	
			W	$1.0 \leq$ 総合 評点 < 1.5		
III		耐震性能が劣る建物。 倒壊する危険性があり、大きな被害を受けることが想定される。	RC S SRC	$I_s/E_T < 1.0$ かつ $I_s < 0.6$	I = 1.0	
			W	総合評点 < 0.7		

- (注1) 体育館など、比較的屋根の軽い鉄骨造の建物は、ランクにかかわらず倒壊する危険性は低い。
- (注2) 壁式鉄筋コンクリート造(WRC)の中高層建築物の県営住宅は、地盤が良好で公営住宅建設事業者等連絡協議会の耐震診断マニュアルで安全性が確認できればランクIbとする。

用語説明

指標値等	
耐震性能	建築物が保有する地震に抵抗する能力
構造耐震指標 (I_s 値)	建築物が保有する耐力を表わす指標 (耐震診断で算定)
耐震判定指標値 (E_T 値)	東海地震に対して安全性を確保するための建築物が保有する耐力の目標値 $E_T = E_s \times C_I \times C_G$ E_s : 基本耐震指標値 C_G : 地形指標 がけ地等の場合は 1.25 その他の場合は 1.0
用途係数 (I)	建築物の用途により耐震力を割り増す係数 I = 1.25の場合 ランク Ia I = 1.0の場合 ランク Ib
建築物の重要度係数 (C_I)	地震による建築物の破壊を抑える程度を表わす係数 $C_I = 1.25$ の場合 地震時に軽微な被害にとどめ 継続使用を可能とする $C_I = 1.0$ の場合 地震時に倒壊せずある程度の被害にとどめる
総合評点	木造建築物が保有する耐力を表わす指標 (耐震診断で算定)
建築物の構造	
RC	鉄筋コンクリート造 (鉄筋コンクリート造の中には、県営住宅で採用されている特殊な構造として、壁式鉄筋コンクリート造(WRC)と壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造(WPC)がある))
S	鉄骨造(軽量鉄骨を使用する場合は軽量鉄骨造(LS)とする)
SRC	鉄骨鉄筋コンクリート造
CB	コンクリートブロック造
W	木造